

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期大潟村まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

秋田県南秋田郡大潟村

3 地域再生計画の区域

秋田県南秋田郡大潟村の全域

4 地域再生計画の目標

大潟村は、国営八郎潟干拓事業により昭和39年（1964年）に6世帯14人の人口からはじまり、昭和55年（1980年）には3,334人となったが、その後、平成12年（2000年）の3,323人から減少傾向にあり、令和2年（2020年）には、3,011人となっている。また、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）がまとめた推計（令和5年12月推計）によれば、本村の将来推計人口は、令和22年（2040）時点で2,128人と見込まれている。これは、令和2年（2020年）の3,011人に比べ883人の減少となり、現状のままでは、今後も人口減少が続くものと予測されている。

年齢3区分別での人口割合を比較すると、15歳未満の割合が低下する一方で、65歳以上の割合は高齢化の進展や長寿化の進展に伴い年々増加しており、平成17年（2005年）には、15歳未満人口が65歳以上人口を下回っている。さらに、15～64歳の生産年齢人口の割合は減少推移が続くものと見込まれており、将来的には65歳以上の割合を下回ると推測される。

出生・死亡の状況をみると、自然増減（出生数-死亡数）については、平成24年（2012年）以降、死亡数が出生数を上回る「自然減」が続いている。

転入・転出の状況をみると、社会増減（転入数-転出数）については、各年で増減しているため傾向は一定ではないが、平成24年（2012年）、平成27年（2015年）、令和3年（2021年）には、転出数が転入数を上回る「社会減」により、30人以上減少している。

こうした状況を踏まえ、「大潟村まち・ひと・しごと創生推進事業」のもと、安心して子どもを産み、育てることができる支援策や就業機会、定住促進など様々な施策に積極的に取り組むことによって、人口の減少に歯止めをかける。

- ・基本目標1 継承と挑戦で拓くしごとづくり
- ・基本目標2 安心な暮らしを支えるまちづくり
- ・基本目標3 未来を担うひとづくり

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和11年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	村内総生産額	179.8	186.8	基本目標1
イ	幸福度	6.92	8.0	基本目標2
ウ	出生数	14	15	基本目標3

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2とおおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

大潟村まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 継承と挑戦で拓くしごとづくり事業
- イ 安心な暮らしを支えるまちづくり事業
- ウ 未来を担うひとづくり事業

② 事業の内容

- ア 継承と挑戦で拓くしごとづくり事業

環境創造型農業やスマート農業の推進等により、基幹産業である農業の持続可能な産業構造を確立し、多様な働き方により地域全体に活力とにぎわいを生み出す事業

【具体的な事業】

- ・スマート農業技術の普及推進
- ・商工業活性化・農産物等の国内外の販路拡大推進
- ・脱炭素先行地域への取組みの推進と景観の保全 等

イ 安心な暮らしを支えるまちづくり事業

地域に暮らす人々の支え合いやインフラ設備の適切な管理、デジタル技術の活用による行政サービスの向上など、全世代が安心して自分らしく暮らせる地域社会を構築する事業

【具体的な事業】

- ・生涯にわたる健康づくりと予防医療の充実
- ・村民の協働・参画とコミュニティ活動の推進 等

ウ 未来を担うひとづくり事業

安心して子どもを産み育てられる環境を構築し、教育環境の充実や移住定住の促進、関係人口の強化により新たな活力を呼び込み、魅力ある地域づくりを行う事業

【具体的な事業】

- ・切れ目のない子育て支援
- ・園小中連携による教育の推進・郷土愛の醸成
- ・移住・定住のワンストップ相談体制の構築
- ・関係人口の拡大と深化 等

※なお、詳細は大潟村コミュニティ創生戦略（第3期大潟村総合村づくり計画第4部 横断的戦略）のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

200,000千円（令和8年度～令和11年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度9月頃、外部有識者等の検証機関において効果検証を行い、翌年度以降の取組み方針を決定する。なお、検証後速やかに大潟村公式ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

6 計画期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで